

世界中の弁護士が「GPLは契約」と言う愚かな理由

オープンソースカンファレンス 2018 Kyoto

2018年8月3日(金)  
OSSライセンス姉崎相談所  
姉崎章博

「GPLはEnforcementか」という命題への呪縛

その命題とは  
「GPLの違反者に対して訴訟を提起した場合 裁判所が『GPLの方法により、ソースコードを公開せよ』と命じることができるか」ということ

あなたは知りたいのは、そんなことですか？

GPL違反の裁判で、ソース開示命令が出るか否か？

何がGPL違反になるのか？  
どうすれば、GPL違反を犯さないのか？ では？

ところが、弁護士は、この命題が何よりも重要と思っているらしい

英米法における「property」概念のない日本において  
OSSの強制力の根拠をどこに求めるのか  
という10年前の議論を全く理解していない

15:52 - 2016年9月1日

誰が、そんな命題を与えたのだろう？

OSSの強制力(Enforcement)?

誰が、何のために求めているのか？

トールズ氏がLinuxとGPLについて真に思うこと  
https://japan.zdnet.com/article/35088299/2/  
2016年Linuxカーネルサミット提案スレッドから経緯が伺える

開発者は、こういことを言われてきたらしい

Linuxに対して業界の大手企業と中小企業の双方が意図的にGPLを侵害し、準拠を拒否し、正面切って『われわれがGPLに従わないといけないと思っているのか？』と命じることができるのか』と

この事態を、こう考えた人たちがいた - SFC Software Freedom Conservancy

われわれには2つの選択肢がある。  
GPLを捨て去るか、  
裁判所命令を勝ち取って強制するかのいずれかだ  
これの根拠を示すのが  
GPL Enforcement重視のきっかけらしい

「訴えてみる」→「勝訴して強制してやる」

これって・・・

単に、「売り言葉に買い言葉」  
その結果がどうなるか考えていない

日本の弁護士らも「契約だから、強制力がある」と言いたい？

IPAやSOFTICの報告書の微妙な表現  
O弁護士  
GPLは使用許諾契約であると無理に契約と考えるを得ないであろう  
H教授  
GPL全体を著作権ライセンス契約の**一類型として整理することが可能となる**  
裁判で契約と扱われる可能性はあるということ

GPL違反訴訟の結果、どうなったか

SFCが、BusyBoxに関する訴訟で勝利した。  
それはSFCの輝かしい瞬間かもしれませんが、BusyBoxのための輝かしい瞬間ではなかった。  
Linus Torvalds  
ToyBox

SFCの矛先がLinuxに向けられると、反発止めてください。  
Linuxをあなた達のコミュニティ活動の道具にしないでくれ。  
Please stop.  
And don't use Linux as a tool in your "community work" ←SFC  
https://lists.linuxfoundation.org/pipermail/ksummil-discuss/2016-August/003749.html

Linux開発プロジェクトでの認識

The people who have destroyed projects have been lawyers that claimed to be out to "save" those projects.  
プロジェクトを破壊した人々は、そのプロジェクトを「救済しよう」と求めた弁護士であった。

SFCの提案の代わりに、Linus Torvalds氏がカーネルサミットに提案した題目は

弁護士たち：  
オープン性にとっての害毒、  
そしてコミュニティにとっての害毒、  
プロジェクトにとっての害毒

この記事を見た日本のある弁護士の反応・・・

「GPLを語る弁護士に著作権法の専門家はいない」とか  
「弁護士は**害悪**でしかない」という意見はLinuxコミュニティを引っ張っている人々からは幾度もなく聞かされた。  
なんでこのようなすれ違いが生じてしまったのだろう。

弁護士たちは、**GPLは契約:強制力がある**と説明することでプロジェクトを救済するつもりで、プロジェクトを破壊していた。のに**その自覚が無い**からすれ違いと思うのでは？

では、『われわれがGPLに従わないといけないと思っているのか？』と言われたら、どうすれば良い？

従わなければならないのは、**GPLではなく、著作権法**  
GPLの許諾なくば、**再頒布は著作権法違反の犯罪**  
法人の場合、**三億円以下の罰金刑**

そもそも、「ライセンス」とは何か？

ラテン語で許可もしくは**同意**といった意味を表す「licentia」という言葉が起源とされる。  
17世紀後半には英国の判決で、なんら財産や利益の移転や財産の移転・変更をせずに、**ライセンスが行わなければ違法になる行為を合法にすること**であるとの定義が現れる。

GPLでも、そう考えているモグレン先生の回答より

ライセンスは、**一方的な許諾**であり、(契約などの)債務などではない  
a licence is a unilateral permission, not an obligation,  
Transcript of Eben Moglen at the 3rd international GPLv3 conference, 22nd June 2006  
https://ffse.org/campaigns/gplv3/barcelona-moglen-transcript\_en.html での回答。

モグレン先生の補足説明  
ローマ法大全から、「licentia」というラテン語  
世界中のたくさんの法学者は白髪と古い知性の人々。  
それは、それほど古い知性ではない。彼らの法制度における古い法律辞書を見て、「ライセンス」の意味を調べるであろうが、もし、(古い)ローマ人だったならば、ライセンスの意味を探るために、**ユスティニアヌス法典(ローマ法大全)の法学提要を調べたであろう。**

モグレン先生の認識では、世界中のたくさんの法学者はローマ法大全まで遡って、ライセンスの本来の意味まで調べる知性まで無いから**わからん**だろうが、**と言っている。**

ライセンス自身がライセンサー/ライセンシー間の「契約」であるわけではない

戦後、特許のライセンス契約などが扱われるようになったが、「ユスティニアヌス帝の時代から第二次世界大戦まで一千年間ずーっと、(一方的な許諾)という意味であった。」(モグレン先生)  
「ライセンス」の許諾内容について  
合意契約すれば、「ライセンス契約」になる。  
「ライセンス」と「ライセンス契約」を混同してはいけない。

「ライセンス」を「ライセンス契約」と誤解すると、**犯罪に誘導される**

ライセンス(許諾)の「条件」と正しく解すれば  
出荷前に、ソース開示する。製品にソース添付、または、提供する旨の申し出を添付  
条件を満たした状態

ライセンス契約の「義務(債務)」と誤解すると  
出荷後に、ソースを提供できるように備えればよいと考える  
条件を満たさない著作権侵害状態

誤解 GPLを契約と解していると不誠実な対応をしかねない  
「契約の根拠ではなく**著作権行使の条件と解釈せねばならない**」  
「条件を満たしていないつまり、著作権侵害」という指摘を受けても  
「義務は果たさずと違っている」と、既に著作権侵害を犯しているという**自覚の無いと思われる対応**をしてしまふ。

ほかに、「OSSライセンスは契約」と誤解した**弁護士の意見を取り入れた結果**  
「所轄裁判所や準拠法の記載がなく**不十分な法的文書だ**」  
記載したOSSライセンスが作成される  
MPL-1.0「カリフォルニア法/裁判所」  
EPL-1.0「ニューヨーク州法およびアメリカ合衆国の知的所有権法」

EPL:GPLと両立しないライセンス  
EclipseでGPLのライブラリを使う

EPL-1.0 第7条全館「ニューヨーク州法およびアメリカ合衆国の知的所有権法に従います」  
この結合著作物 旗布する際 Eclipse GPL EPL違反  
GNU GPLv2 第2条) その全体をこのライセンスの条件に従って

「GPLは契約」という人の愚かさは

- 救済するつもりで**コミュニティを潰し**「害毒」とまで言われている愚かさ。
- 契約と言って、義務を粛々と履行させる形で**著作権侵害に誘導していた愚かさ**。
- 記載が無いと不十分な法律文書と言って**管轄裁判所・準拠法を記載を求め、GPLと両立しないライセンスを作り出した愚かさ**。

結局、弁護士が「GPLは契約」と言って支援したのは**GPL/開発プロジェクトの虎の威を借る(?)**  
GPL強制活動コミュニティ・団体。  
**区別が付いていないのだから**  
これが、開発プロジェクトを破壊しGPLの理解もねじ曲げるとい**愚かなことをした理由の一つ**だと思う

OSSライセンス姉崎相談所  
http://www.osslicense.jp/  
今回のプレゼンの元となったCRIC受賞論文の他、きちんと根拠を調査分析した情報をご提供します。  
内容について、e-mailやTwitterで質問も受け付けています。

http://www.osslicense.jp